# チャイナアラート(中国速報) 税務及び法規の動向

2012年5月第8回



# 国家税務総局が西部大開発に係る企業所得税優遇政策における 適用上の疑問点を明確化

### このアラートで検討している法規:

- 西部大開発戦略の実施に関する税収政策問題についての公告、国家税務総局公告2012年12号、国家税務総局2012年4月6日公布、2011年1月1日から施行。
- 西部大開発戦略の実施に関する税収政策問題についての通知、財税[2011]58号、財政部、税関総署、国家税務総局2011年7月27日公布、2011年1月1日から施行。

## 背景

国家税務総局は2012年4月6日付で2012年第12号公告(以下、「12号公告」と略称)を公布し、財税[2011]58号(以下、「58号文」と略称)で規定された西部大開発戦略に係る企業所得税優遇政策における適用上の疑問点を明確化した。58号文の詳細についてはチャイナアラート2011年8月第28回を参照されたい。

58 号文及び 12 号公告はいずれも 2011 年 1 月 1 日に遡及して適用される。

12号公告の主要内容及び我々の理解は、以下の通りである:

1. 西部地域奨励類産業を営む企業に適用される優遇税制とはなにか?

以下の条件を充足する場合、主管税務機関の認可のもとに 2011 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日の期間において 15%の優遇税率を適用することができる。

- 企業が「西部地域奨励産業目録」(以下、「目録」と略称)で規定されている産業項目 を主たる事業とすること。
- かつその主たる事業からの収入額が総収入額の70%以上であること。

2. 15%の優遇税率を適用する西部地域の企業は、他の企業所得税優遇措置を適用することができるか?

12号公告では要件を充たす西部地域の企業は、15%の企業所得税優遇税率と同時に、企業所得税法及びその実施条例、国務院が規定する各種優遇措置をその要件充足を前提に適用することができるとしている。減免税の半減期間内にある企業においては、15%の優遇税率を適用したうえで、要納税額を半減して納税することになる。

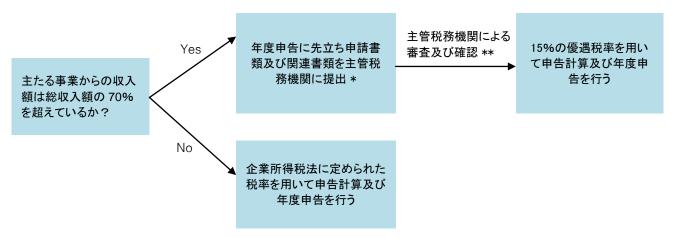
3. 15%の優遇税率を適用するにはどのような手続きを行う必要があるか?

#### 予定(中間)申告

目録で規定されている産業項目を主たる事業とする企業は、主管税務機関の承認を受けたうえで、15%の優遇税率を用いて予定申告を行うことができる。

### <u>年度申告</u>

まず総収入額に対する主たる事業からの収入額の比率を確認し、年度申告の過程において以下の手続き行う:



\*企業の主たる事業が目録で規定される産業項目に合致するかの判断が困難な場合、企業は省レベル/副省レベル、ないしはそれより下部の権限を付与された関連行政機関が発行した認定書類の提出が要求される。

\*\* 主管税務機関における審査及び確認は、企業が15%の優遇税率を適用する初年度のみに必要とされる。いったん15%の優遇税率の適用が認められれば、2年度以降は審査及び確認の記録を提出するのみで足りる。

4. 目録はまだ公布されていないが、企業及び主管税務機関は、企業の主たる事業が 目録で規定する産業項目に合致するか否かを、どのように決定するか?

12号公告では目録の公布に先立ち、企業の主たる事業が以下の目録における産業項目に合致する場合、主管税務機関の承認を前提に、企業は15%の優遇税率に基づいて企業所得税を計算し申告することができるとされている。

- 産業構造調整指導目録(2005年版)
- 産業構造調整指導目録 (2011 年版)
- 外商投資産業指導目録 (2007 年改訂版)
- 中西部地区優勢産業目録(2008 年改訂版)

15%の優遇税率を適用して申告を行った企業が、目録の公布後に、上記1に記載した要件を充足しないことが判明した場合、関連する手続を履行した上で、企業所得税法に定められた税率を適用して修正申告を行う必要がある。12号公告では、納税不足額が生じた際に延滞利息が課されるか否かについては明示されていない。

5. 従前の「2 免 3 減半」の対象でありながら、その恩恵をいまだ享受していない西部地域の企業は、今後優遇措置を享受できるか?

既に廃止されている国税発[2002]47号(以下、「47号文」と略称)によれば、西部地区に新設され、かつ一定の要件を充たす交通、電力、水利、郵政、放送テレビ企業は、「2免3減半」の優遇措置を享受することができるとされている。外商投資企業への優遇措置は利益を最初に獲得した年度から、また内国企業は事業を開始した年度から適用することができるとされ、当該優遇措置の適用を受ける企業は適用前に主管税務機関の適切な審査手続きを経なければならないとされている。

しかし、上記5つの分野における事業を営み、かつ2010年12月31日以前に設立された企業であっても、2010年12月31日以前に利益を獲得していない、あるいは事業を開始していない等の理由から、主管税務機関による審査基準を充たしておらず、結果として2010年12月31日時点で2免3減半の恩恵を十分に享受していない可能性がある。12号公告ではこのような場合、主管税務機関の審査批准を受けることを前提に2011年1月1日以降も、引き続き2免3減半の期限が満了するまで、その優遇措置を享受することができるとしている。

6. 西部地域外に分支機構をもつ企業に対して15%の優遇税率はどのように適用されるか?

取扱いについて以下の通りである:

総機構の所在地	15%の優遇税率が適用され る収入の範囲	主たる事業の判定及び70%条件の充足	審査及び申請先の主管税務機関
西部地域	西部地域に所在する総機構 及び分支機構の所得 (注1)	<ul> <li>西部地域に所在する総機構<u>及び</u>分支機構の主たる事業は目録に規定されている産業項目と合致するか?</li> <li>西部地域に所在する総機構<u>及び</u>分支機構の売上の70%以上が主たる事業から生じているか?</li> </ul>	総機構を主管する税務機関
西部地域外	西部地域に所在する分支機 構の所得(注 2)	<ul><li>西部地域に所在する分支機構の主たる事業は目録に規定されている産業項目と合致するか?</li><li>西部地域に所在する分支機構の売上の70%以上が主たる事業から生じているか?</li></ul>	西部地域に所在する分支機構を主 管する税務機関 (注 3)

注 1: 西部地域外の二級分支機構が西部地区に設けた三級以下の分支機構を含まない。

注 2: 総機構が三級以下の分支機構のみを西部地区に持つ場合、当該分支機構は含まれる。

注 3: 分支機構を主管する税務機関は、西部地域における優遇税制に当該分支機構が 適合するかについて、総機構を主管する税務機関と速やかに協議する。

#### KPMG 中国の所見

12 号公告は適切なタイミングで公布されたといえる。58 号文の公布以来、企業所得税の15%優遇税率がいかなる産業に適用されるか、また2011 年度の税務申告においていかなる企業所得税率が適用されるか、西部地域で事業を営む企業は中央政府からのガイダンスを心待ちにしていた。12 号公告は西部地域の企業及び主管税務機関は適用される税率の判定にあたり、既存の産業分類目録を参照すべきことを明示している。ただし、目録が最終化された後、納税者はすでに算定した結果を再検討し、必要に応じて適切な修正申告が必要になろう。

中国西部地域における経済発展が、中国全体の経済発展に対して重要な役割を果たしており、中央政府は西部地域の近代化に対して重きを置き、この政策を促進するために種々の税務優遇措置を講じてきた。58 号文及び 12 号公告は西部地域における従前の税制優遇措置の延長のみならず、その承認・審査手続を修正している。これらの修正は優遇税制を申請する企業の管理負担を軽減することに役立つと考えられる。たとえば、47 号文は 15%の優遇税制を適用する初年度に、省レベルの税務機関に申請すべきことを明示しているが、12 号公告では下位レベルの税務機関に承認権限を委譲するものとしている。同様に 47 号文では事前の認定書類は省レベルないしはより上位のレベルの関連行政機関が発行すべきとしているが、12 号公告では副省レベルないしより下位のレベルの関連行政機関が発行することを認めている。

また、12号公告は省レベルの税務機関は審査及び申請手続について詳細な管理方法を確立し、ルールの確立に当たっては地域における実務を考慮するものとしている。2011年度の企業所得税申告期限を2012年5月31日に迎えるが、企業所得優遇税制の恩恵を享受するにあたり、西部地域の企業は地域における税務機関の管理方法の確立の状況を注視し、速やかに申請書類の準備を行う必要がある。

最後に、既に言及したとおり「西部地域奨励産業目録」はいまだ最終化を行っている段階にある。企業が関連政府機関に対して目録で規定する産業項目について異議を申し立てるつもりであれば、まだそのための時間が残されているといえる。要望があれば我々 KPMG は喜んで助力を行う所存である。